

# 環境保健行政について

平成 19 年 10 月 31 日

環境保健部

## 1. 中央環境審議会における今後の化学物質対策の在り方に関する中間答申について

### (1) 背景

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）は、施行 7 年後（平成 19 年 3 月）に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

このため、平成 18 年 11 月 24 日、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の化学物質環境対策の在り方について」諮問し、中央環境審議会環境保健部会の下に設置された化学物質環境対策小委員会（委員長：佐藤洋東北大学大学院医学系研究科教授）と産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループとの合同会合における審議を経て、平成 19 年 8 月 24 日に「今後の化学物質環境対策の在り方について」中間答申がなされた。

### (2) 答申の概要（→別紙参照。）

化学物質排出・移動量届出制度（P R T R 制度）は、過去 5 ケ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定が効果あったと評価しつつも、P R T R 制度、化学物質安全性データシート（M S D S）制度及び化学物質の自主管理について課題を指摘。

### (3) 今後の予定

本中間答申を踏まえ、経済産業省とともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（政省令事項を含む）の改正事項等を検討し、必要な措置を講じていく予定。

# 今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)〈概要〉

別紙

## 見直し検討の背景

- 施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨が規定
- 中環審と産構審の合同会合により、見直し審議

## 化管法の役割と施行状況

- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進
- PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり
- MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着
- 現行の役割を維持することが適当

## PRTR制度に関する課題と方向性

### 【方向性1】〈施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化〉

- I. 対象物質の見直し
  - ・ GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
- II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
  - ・ 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
- III. 届出事項の追加
  - ・ 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
- IV. 排出量の把握手法や推計手法の改善
  - ・ 算出マニュアルの継続的改善を実施
- V. 未届出事業者に対する対応
  - ・ 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

## MSDS制度に関する課題と方向性

- I. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用
- II. GHSとの整合に向けた対応の検討

## 化学物質の自主管理に関する課題と方向性

- I. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
- II. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
- III. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
- IV. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

### 【方向性2】〈PRTRデータの多面的利用の促進〉

- I. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
- II. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
  - ・ 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
  - ・ 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

さらに化審法を中心に審議を行い、必要に応じて両法の一体的な改正を指向

## 2. 中央環境審議会における化学物質排出把握管理促進法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しに関する審議について

### (1) 背景

「今後の化学物質環境対策の在り方について（中間答申）」では、化管法の対象となる指定化学物質について、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、これらの指定化学物質については、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきと指摘されている。

### (2) 諮問及び審議の開始

- 平成 19 年 9 月 28 日、環境大臣より中央環境審議会に対し、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」諮問。同日、環境保健部会に付議。
- 10 月 17 日中央環境審議会環境保健部会において、P R T R 対象物質等専門委員会を設置。
- 10 月 29 日に第 1 回専門委員会（委員長：内山巖雄 国立大学法人京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻教授）を、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 P R T R 対象物質調査会及び化学物質審議会管理部会と合同で開催。

### (3) 今後の予定

第 2 回合同会合より具体的な対象物質について審議を行い、平成 20 年春頃を目途に答申を行う予定。

### 3. 水俣病対策の現状について

#### (1) 最高裁判決後の認定申請者・新保健手帳申請者数等の状況について

- ① 最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）  
5,616件（9月30日現在）
- ② 新保健手帳の交付状況  
12,846件（9月30日現在）
- ③ 現在係属されている損害賠償請求訴訟の状況  
17年10月 不知火患者会訴訟（原告）1,472人（被告）国・熊本県・チッソ  
19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）12人（被告）国・新潟県・昭和電工  
19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ  
※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。
- ④ 関係県市の認定審査会の審査状況
  - ・熊本県 19年3月に再開（2年7ヶ月ぶり）
  - ・鹿児島県 17年3月から審査が再開されていない状況
  - ・新潟県・市 19年3月に再開（5年半ぶり）

#### (2) 水俣病問題の取組の現状について

- ① 新たな救済策の検討  
与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（園田博之座長）において、実態調査結果等を踏まえ、7月3日に「水俣病に係る新たな救済策について（中間とりまとめ）」を、8月30日に「新たな救済策の具体化のために」を取りまとめ、現在、新たな救済策の具体化のための検討が進められているところ。
- ② 水俣病発生地域の地域づくり対策  
昨年9月に設置した「水俣病発生地域環境福祉推進室」を中心として、①胎児性水俣病患者等の生活支援施設の整備、②離島等における水俣病被害者等に対する保健福祉対策等を進めているところ。

## 4. 小児環境保健に関する取組みについて

### (1) 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、国際的にも子供の環境保健に関心が払われている。

平成18年8月、「小児の環境保健に関する懇談会」において、我が国において取り組むべき小児環境リスク評価の対応策として、研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等が提言されたところである。次世代育成に係る健やかな環境の実現を目指して、これらの提言内容を実行し、適正な環境リスク評価を推進する。

### 2. 事業計画（平成15年度～平成23年度）

#### ○研究基盤の整備

（研究拠点群の形成、人材養成、科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握）

#### ○重点プロジェクト研究の推進

- ①小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発
- ②小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ③小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査
- ④小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンキング確立
- ⑤小児環境保健に関連する福祉施策の研究（人文科学研究）
- ⑥小児の親、学校・保育関係者等に対するリスクコミュニケーション

※③の疫学調査に関しては、環境省では懇談会の提言に基づき、「出生コホート（追跡）調査」を実施することを検討しており、実施内容について検討するため、10月5日に専門家による「小児環境保健疫学調査の検討会」を開催した。

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況

(平成19年9月30日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	1,523	641	81	2,245
施行前死亡者遺族	1,921	402	35	2,358
計	3,444	1,043	116	4,603

2. 認定等状況

(平成19年9月30日現在)

(1) 療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	868	224		1,092
不認定	132	146	93	371
取下げ*1	167	103	30	300
判定保留*2	107	67		174
判定中(申出済)*3	86	23		109
計	1,360	563	123	2,046

\*1 主な理由：労災保険等支給、医学的資料が整わない。

\*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

\*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2) 施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	1,709	75		1,784
不認定	25	121	7	153
取下げ*4	139	77	3	219
判定保留*5	7	95		102
判定中(申出済)*6	2	19		21
計	1,882	387	10	2,279

\*4 主な理由：労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

\*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

\*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。